

福祉専門職と一緒に要援護者の個別避難計画の作成に取り組んでみませんか ～防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業のお知らせ～

1 事業の概要

現在、地域支援協議会で実施していただいている要援護者の個別避難計画の作成に、福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員等）が加わり、地域の避難支援者と一緒に検討します（裏面参照）。

2 事業の対象

- ・具体的な避難支援方法について福祉専門職と検討することを希望される協議会
- ・具体的な避難支援方法について協議会と検討することを希望される要援護者を担当する福祉専門職（ただし、計画の作成にあたり、協議会の協力を得られない場合はお申込みいただいても事業を実施できない可能性があります。）

※ 対象は、市内全域で40人程度（5～10地域支援協議会を予定）を予定しています。

3 福祉専門職にかかる費用について

福祉専門職へは、個別避難計画の作成1件につき、7,000円の報酬を支払います。費用は市から福祉専門職へ直接支払います。（協議会の負担はありません。）

4 申込方法

（第1次募集）

令和8年9月30日（水）までに別紙申込書を下記問い合わせ先まで提出してください。

※ 申込多数の場合はご希望に添えないことがありますので、ご容赦ください。

5 申込後の事業の流れ（裏面の事業イメージも参考にしてください）

標準的な手順（i～iiiはまとめて実施していただいても構いません。）

項目	標準作業時間（目安）	参加者
i) 当事者力アセスメント	0.5～1.0時間	要援護者、家族、福祉専門職等
ii) 地域力アセスメント	0.5時間	地域支援協議会等
iii) ケース会議	0.5～1.0時間	要援護者、家族、地域支援協議会（避難支援者含む）、福祉専門職等
iv) 避難経路の確認または避難訓練の実施	1.0～2.0時間	要援護者、家族、地域支援協議会（避難支援者含む）、福祉専門職等

※必要に応じて市職員も参加いたしますので、ご相談ください。

6 問い合わせ先

姫路市 地域福祉課 地域福祉担当

TEL 079-221-2455 FAX 079-221-2489

e-mail youengo@city.himeji.lg.jp

福祉専門職が要援護者の個別避難計画を一緒に考えます

現在、地域支援協議会で実施していただいている要援護者の個別避難計画（災害時要援護者台帳のうち、一定の項目に記載があるもの）の作成に、福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員等）が加わり、地域の避難支援者と一緒に検討します。

事業イメージ

○ステップ1（当事者ケアassessment）

福祉専門職による要援護者の生活状況等の聞き取り

要援護者を担当する福祉専門職の方が要援護者本人から生活状況等の聞き取りをします。



○ステップ2（地域ケアassessment）

地域の避難支援力に関する聞き取り

地域の中で、保有する避難支援資機材や避難支援が可能な方等避難支援の方法について話し合います。



○ステップ3（ケース会議）

ケアマネジャーとともに避難方法の検討を実施し、個別避難計画を作成
聞き取りした情報をもとに、要援護者を担当する福祉専門職が
地域の避難支援者と話し合い

その結果を踏まえ、地域で要援護者の個別避難計画を作成します。

※ステップ1～3はまとめて実施することもできます。



○ステップ4

避難経路の確認または避難支援訓練等を行い、振り返りを実施

作成した個別避難計画をもとに協議会で要援護者の避難経路の確認または、避難支援訓練を実施します。

上記の確認または訓練については、必要に応じて福祉専門職も参加し、必要な助言を行っていただきます。

○ステップ5

個別避難計画の共有

確認または訓練の内容を個別避難計画に反映します。

完成した個別避難計画は避難支援者で共有します。

※作成した個別避難計画を市に提出して、事業終了です。

